

令和3年4月16日

日本における水際対策
～厚生労働省所定フォーマットの利用について～

- 1 日本人帰国者を含む全ての入国者に対して求めている出国前検査証明に関し、出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じています。

※ 当国からイスタンブールを経由して帰国する際の注意事項

ターキッシュ航空はトルコ出国前72時間以内（検体採取時から）の検査証明書の提示を求めています。そのため、厚生労働省の要件（検体採取時からタジキスタン出国までの時間が72時間以内）は満たしているものの、トルコ航空の要件を満たしていないために、イスタンブールで検査証明書の再提出を求められる事案が発生しています。月曜日に当国を出発するターキッシュ航空便を利用する際は、週末（土日）の時間を考慮して検査を受けるようにして下さい。

- 2 今後、入国時の検疫における出国前検査証明の確認を厳格化するにあたり、このような問題を避けるためにも、入国者には厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただくようお願いいたします。現在、ロシア語に対応したフォーマットがありますのでそちらをご活用下さい。

水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

検査証明書の提示について（ロシア語版フォーマットあり）（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

- 3 今後も任意のフォーマットの利用は可能ですが、仮に任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることをあらかじめご了承下さい。
- 4 なお、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社が無効なものと取り扱われます。入国者においても、①厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法等の所定の事項を十分に理解すること、②所定の要件を満たす検査を受けること（類似の名称の検査方法が複数存在するため検査時に十

分注意して下さい。）、③交付された検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか自ら確認すること（任意様式の場合には必要情報の該当箇所にマーカーをする）など、自らの責任において有効な検査証明書を準備の上、空港チェックインカウンターにお持ち下さい。

5 当館把握の上記指定フォーマットを使用可能な検査機関は以下のとおりです。

※検査証明取得時には記載内容に誤りがないようにご自身で必ずご確認ください。

● 病院名：Prostekt Medical Clinic

住所：Republic of Tajikistan, Dushanbe, 55 Shotemur Street

電話番号：+992 48 702 44-00

HP：<http://www.prospektclinic.com/>

● 病院名：Diamed Laboratory

住所：Republic of Tajikistan, Dushanbe, 29 Karamova Street

電話番号：+992 44 601-90-16

HP：<http://diamed.tj/>

【問い合わせ先】

在タジキスタン日本国大使館

電話：+992-37-2275436、+992-37-2275446、+992-37-2213970

緊急時連絡先：堤 938800023、市川 938800024